

議案第60号

木津川市文化財保存活用地域計画協議会条例の制定について

木津川市文化財保存活用地域計画協議会条例を別紙のとおり制定する。

令和6年8月30日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

木津川市文化財保存活用地域計画の作成及び変更並びに行政や実行委員会が実施する同計画に基づく事業の進捗管理や評価を行うため、「文化財保護法（昭和25年法律第214号）」第183条の9に規定される機関として木津川市文化財保存活用地域計画協議会を設置するものです。

木津川市条例第 号

木津川市文化財保存活用地域計画協議会条例（案）

（設置）

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第183条の9第1項の規定に基づき、木津川市文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 木津川市文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関すること。
- （2） 木津川市文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整及び計画に基づく事業の進捗についての評価・検証等

（組織）

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、法第183条の9第2項各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 法第183条の9第2項各号に該当する者として委嘱された委員が、その身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、行政機関の特定の職にあることにより委嘱され、又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とする。
- 4 委員に欠員が生じた場合、補欠の委員を任命又は委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、文化財保護担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に行われる協議会の会議は、教育長が招集する。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第60号 木津川市文化財保存活用地域計画協議会条例の制定について	
担 当 課	文化財保護課	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>木津川市文化財保存活用地域計画が、令和5年7月21日付けで文化庁の認定をうけ、今後は計画を実行する段階となりました。本計画に掲げる地域総がかりでの文化財の保存活用と歴史文化を活かしたまちづくりを推進するため、官民連携組織として実行委員会を立ち上げ、文化財の保存・活用、防災・防犯等の事業を実施していくこととします。</p> <p>これに対し、文化財保護法第183条の9に規定される地域計画協議会は、行政及び実行委員会が実施する本計画に基づく事業の進捗について、評価・検証を行う機関として設置するものです。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課内で協議・検討を行うとともに、関係課とも協議し、条例案を作成</li> <li>・教育委員会（7月23日）</li> </ul>	
市民参加の状況	<p><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護法第183条の9が構成員として定める文化財愛護団体、文化財所有者、商工関係団体、観光関係団体などから委員の委嘱を予定</li> </ul>	
市総合計画の位置付け	基本方針	4 人・資源・立地を活かし、未来を拓く産業のまちづくり
	政策分野	8 観光交流
	施 策	② 文化財の保全・活用 ア.歴史的・文化的遺産の保全と活用
概算事業費 (単位：千円)	<p><input type="checkbox"/>単年度（ 年度）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>複数年度（ 年度）</p> <p>162千円 文化財保護事業費</p>	
将来にわたる効果及び経費の状況	<p>木津川市文化財保存活用地域計画に基づく事業を、所有者、行政及び木津川市文化財保存活用推進実行委員会が実施するのに対し、協議会が進捗管理と評価を行うことで、より効果的な事業の推進と展開を図ります。</p> <p>地域計画に基づき、実行委員会が企画し主体となって実施する事業（実施計画期間は5年以内）には、国庫補助金の制度があります（文化庁から実行委員会への直接支払い）。</p>	